令和６年度　人権教育全体計画

市川市立第三中学校

日本国憲法

教育基本法

人権教育及び人権啓発に関する法律

社会の要請，学校地域の実態，地域保護者，教職員の願い

学校教育目標

心豊かでたくましく、共に生きる力を持った生徒の育成
　～将来大人として社会で立派に通用する人間の育成
・確かな学力＜知＞・豊かな心＜徳＞・健やかな体＜体＞
・信頼される開かれた学校

・県学校教育指導の指針
・市教育振興基本計画

人権教育の目標

1　基本的人権の尊重など人権に関する知識・理解を深める。
2　さまざまな人権問題について，正しい認識を持ち，差別を許さない態度を育成する。
3　人権が尊重される社会の実現に積極的に関わる態度を育成する。
4　自分の大切さとともに他の大切さを認めることができる人の心を大切にする生徒を育成する。
5　学習活動を通して，主体的に自己実現を図ることのできる生徒を育成する。

人権教育の推進にあたって

〇人権教育にあたっては，教育活動全体を通して行うとともに，保護者及び地域の関係機関との密接な連携を図る。
〇全職員の共通理解・共同実践による指導体制を構築し推進する。

学年目標

１学年：中学生としての誇りを持たせ，望ましい人間関係を築かせるとともに，いのち大切さを学び，人間尊重の精神を養う。
２学年：自由や平等に対する認識を深め，自他の自由・平等を重んじ，差別や偏見を許さない態度を育てる。
３学年：多様な文化や価値観，個性を尊重し，誰もが共に暮らせる社会の実現を目指して，よりよい社会を創造しようとする態度を養う。

各教科等における目標

国語：教材を通して人間としての生き方について考える。
社会：人権問題について正しく理解する。
数学：論理的思考や合理的な考え方を養う。
理科：科学的な見方や考え方，自然や生命を愛する心情を養う。
音楽：合奏や合唱など音楽活動を通して，豊かな感性を育てる。
美術：表現活動や鑑賞活動を通して，豊かな感性を育てる。
保体：協調性・連帯性を育てる。
技家：よりよい家庭生活の在り方に気づき実践する。情報モラルについて考える。

英語：表現力やコミュニケーション能力を育成する。
道徳：差別や偏見に気づかせ，人間尊重の精神を育てる。
特活：学級活動，生徒会活動，クラブ活動，学校行事において，望ましい集団活動や人間関係について体験を通して学び，自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養う。
総合：体験活動を通して，課題を解決するための実践的行動力や豊かな人間性を養う。